

特集 1：社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法人は、地域社会において制度の狭間となっている福祉ニーズ・生活問題に、組織本来の使命として主体的に取り組むことが必要です。多くの社会福祉法人が取り組んでいる地域での公益的活動は、新たな福祉ニーズの発見・支援につながっています。3法人の実践活動をご紹介します。

実践活動1 施設機能を活かした就労支援～社会福祉法人八尾隣保館（大阪）

就労支援をはじめたきっかけ

5年前、特別養護老人ホームの介護職の非専門的業務を見直したことがきっかけでした。業務の一覧を時系列に並べ分解し、シーツ交換と居室清掃を週4回、午前中2時間の業務と設定しました。早速、求人広告を出したところ地域の方の応募とともに本法人の母子生活支援施設からの相談がありました。精神障害があり人間関係が構築できず転職を繰り返している母親でした。

「ルームキーパー」を皆で支える

この業務を「ルームキーパー」と名付け、揃いのエプロン、掃除道具カート、名札を用意し、仕事に対する誇りを持てる工夫をしました。また業務が短時間でもあり時給を若干高く設定し、地域の方と障害のある方とペアで業務をすることにしました。

介護主任、部屋担当の職員は感謝の言葉をかけること、評価をすること、生活相談員は彼女たちの退社時に声をかけ、不安や疑問を聞いたり、内容によっては現場職員に連絡することを心掛けました。

人に認められること、役に立っていることの経験

母親は、最初、終始険しい表情で業務に取り組み、時間内に終わることができませんでしたが、日増しに時間内で丁寧な業務を行えるようになりました。特に入居者の方がたから「綺麗にしてくれてありがとう」「あなたたちが掃除した後は気持ちがいいわ」という言葉に自信をつけたようです。人に認めら

れること、役に立っているという経験から、穏やかな顔とともに、会話も多くなっていきました。

施設には業務分解により提供できる仕事があることと、支援する人材が現場にいます。また、支援対象の方は施設利用者と職員の豊かな人間関係のなかで、人との関係づくりを再構築できます。そして、支援する職員はさまざまな環境を経た人々を理解し支援のスキルを向上させることにつながりました。

今後の課題は本法人での就労支援終了後、一般就労した先でのアフターフォローが難しいことです。

・相談支援件数等(過去5年の実績)

相談件数	7件（母子生活支援施設6件、障害者就労支援事業所1件）
定期面談	1人当たり 年2回（退社時に随時、聞き取りを実施）
現場担当職員と相談員の定期連絡	毎月（リーダー会議時）
提供業務	居室環境整備（シーツ交換含む）週3～4回2時間 / 朝食、夕食補助業務 週3～4回2時間
就労支援後の一般就労	介護訪問員1、介護派遣社員1、工場勤務1、当施設介護補助員1、就職活動中1、支援中止1



ルームキーパーの働き